様式第６号の２（第６条関係）

景観づくり基準対応説明書（重点地区）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 景観づくり重点地区の名称 | シンボルロード周辺エリア |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物の建築等 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物の建設等 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □開発行為 |  |
| □物件の堆積 | 遮蔽物 | □植栽　□鋼板□その他（　　　　　　　　） |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源を外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。） |
| 物件の堆積 | 勧告基準 | □　堆積の高さが３ｍを超えない。□　遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。□　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩を遮蔽物の外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。） |
| 建築物の建築等・工作物の建設等 | ア【周辺景観の中でのあり方】 | □　広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。具体的な留意点：□　ケヤキ並木等の優れた景観資源を活かした眺望を大切にし、ケヤキ並木の起点、終点からの眺望、エリア全体の景観の一体性や調和に努めている。具体的な配慮事項： |
| イ【配置・規模】 | □　周辺の景観からの突出感や違和感がなく、周辺のまちなみや自然環境との調和に配慮し、落ち着きのある配置及び規模としている。具体的な配慮事項：□　周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感が生じないような配置及び規模としている。具体的な配慮事項：□　建築物等の開口部を道路側へ向けることによ |
|  |  | り、沿道部分への日照や開放感のある視界を確保し、歩行者が快適に楽しく歩けるとともに、建築物から外の景色を楽しみながらくつろげるよう工夫している。具体的な配慮事項： |
|  | ウ【形態・意匠・色彩】 | □　外観を構成する部分については、ケヤキ並木や周辺の景観との調和に配慮した落ち着きのある形態、意匠、素材及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　外壁、屋根その他の外観を構成する部分の基調色は、できる限り低彩度色を使用し、ケヤキ並木や周辺の景観との調和に配慮している。具体的な配慮事項：□　強調色やアクセント色を使用する場合は、景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」の色彩基準を遵守するとともに、低層部に配色する等、魅力的な外観となるよう工夫している。具体的な配慮事項：□　必要以上に色数を増やさないこととし、多色使いする際等は、沿道からの見え方を意識し、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。具体的な配慮事項： |
|  | エ【屋外・屋上設備等】 | □　屋外階段、配管、ダクト、室外機、高架水槽その他の建築設備は、できる限り沿道から見えにくいよう設置場所を工夫するとともに、やむを得ず沿道から見える位置に配置する場合には、ルーバー等の覆いを設け、その色彩を工夫する等、建築物本体との一体性の確保に配慮している。具体的な配慮事項： |
|  | オ【外構・自動販売機】 | □　外構は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路等、周辺の景観との調和に配慮した色調や素材としている。具体的な配慮事項：□　塀、垣及び柵は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩としている。 |
|  |  | 具体的な配慮事項：□　擁壁は、圧迫感が生じないよう配置や形態の分節及び分割、表面処理等によって周辺の景観になじませている。具体的な配慮事項：□　駐車場、駐輪場その他の附属施設の外観を構成するものは、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　ごみ集積所は、沿道からできる限り見えないよう設置場所に配慮するとともに、遮蔽や周囲の緑化等、適切な修景等の工夫を行っている。具体的な配慮事項：□　自動販売機は、沿道からの見え方に配慮して配置するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、落ち着いた意匠や色彩（清涼飲料自販機協議会により推奨される基調となる色彩（マンセル表色系（５Ｙ７．５／１．５））をいう。）を採用し、必要に応じて適切な修景等の工夫を行っている。具体的な配慮事項：□　敷地内の駐車場等の路面は、周辺の景観との調和に配慮した色彩としている。具体的な配慮事項： |
|  | カ【緑化・植栽等】  | □　植栽は、周辺のまちなみからも緑の広がりを感じられるよう、ケヤキ並木やツツジ等と連続性を持たせる等、歩行者が魅力を感じる配置としている。具体的な配慮事項：□　在来種の採用等により、地域固有の景観や生態系の保全及び育成に配慮している。具体的な配慮事項：□　屋上や壁面への緑化を積極的に検討している。具体的な配慮事項： |
|  | キ【照明】 | □　照明装置は、敷地内から出ないよう設置場所を工夫し、点滅する照明を控え、周辺の景観との調和に配慮した光色等とするとともに、歩行者や通行車両等の安心及び安全に配慮した照射角度としている。具体的な配慮事項：□　昆虫の誘因特性の小さい光源を使用する等、生態系への影響に配慮している。具体的な配慮事項：□　光の量が多く、動きのある回転灯、サーチライト等は、使用していない。具体的な配慮事項： |
| 開発行為 | □　地域の景観を改変しないよう、長大なのり面や擁壁が生じない造成としている。具体的な配慮事項：□　のり面や擁壁は、圧迫感が生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によってなじませている。具体的な配慮事項：□　周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。具体的な配慮事項：□　計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。具体的な配慮事項： |
| 物件の堆積 | □　資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺を植栽等で遮蔽している。具体的な配慮事項：□　物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した素材、色彩とすることとし、景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」の色彩基準を遵守している。具体的な配慮事項： |

備考　該当する□にレ印を付してください。

（該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。）

景観づくり基準対応説明書（重点地区）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 景観づくり重点地区の名称 | 黒目川沿川エリア |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物の建築等 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物の建設等 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □開発行為 |  |
| □物件の堆積 | 遮蔽物 | □植栽　□鋼板□その他（　　　　　　　　） |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源を外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。） |
| 物件の堆積 | 勧告基準 | □　堆積の高さが３ｍを超えない。□　遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。□　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩を遮蔽物の外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。） |
| 建築物の建築等・工作物の建設等 | ア【周辺景観の中でのあり方】 | □　広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。具体的な留意点：□　河川や桜並木等の優れた景観資源を活かした眺望を大切にし、河川沿い、道路その他の公共の場所からの眺望、エリア全体の一体性や調和に努めている。具体的な配慮事項： |
| イ【配置・規模】 | □　新高橋、東林橋、浜崎黒目橋からの見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない配置及び規模としている。具体的な配慮事項：□　東武東上線の車窓からの黒目川一帯の開放的な眺めに配慮した配置及び規模としている。具体的な配慮事項：□　周辺の景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然環境との調和に配慮し、落ち着き |
|  |  | のある配置及び規模としている。具体的な配慮事項：□　周辺の景観との連続性に配慮するとともに、上層部の壁面を後退させる等、圧迫感が生じないような配置及び規模としている。具体的な配慮事項： |
|  | ウ【形態・意匠・色彩】 | □　新高橋、東林橋、浜崎黒目橋からの見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない形態及び意匠としている。具体的な配慮事項：□　東武東上線の車窓からの黒目川一帯の開放的な眺めに配慮した形態及び意匠としている。具体的な配慮事項：□　外観を構成する部分については、黒目川の水辺や緑と調和する落ち着きのある形態、意匠、素材及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　外壁、屋根その他の外観を構成する部分の色彩は、できる限り低彩度色を使用するとともに、隣接する建築物と類似色相とする等、まちなみの連続性と周辺景観との調和に配慮している。具体的な配慮事項：□　必要以上に色数を増やさないこととし、多色使いする際等は、沿道、橋、遊歩道等からの見え方を意識し、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。具体的な配慮事項：□　長期間にわたり景観を形成することを考慮し、経年変化により見苦しくならないよう、耐久性及び対候性に優れた素材や、年数とともに周囲に溶け込む素材（自然素材等）を使用するよう努めている。具体的な配慮事項：□　黒目川の遊歩道や橋からの眺望に圧迫感を与えないよう工夫している。 |
|  |  | 具体的な配慮事項： |
|  | エ【屋外・屋上設備等】 | □　屋外階段、配管、ダクト、室外機、高架水槽その他の建築設備（屋上設備を含む）は、できる限り外部から見えにくいよう設置場所を工夫するとともに、やむを得ず見える位置に配置する場合には、植栽やルーバー等の覆いを設け、色彩を工夫する等、建築物本体との一体性の確保に配慮している。具体的な配慮事項： |
|  | オ【外構・自動販売機】 | □　計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。具体的な配慮事項：□　門、塀、垣及び柵は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩とするとともに、黒目川に面する部分では、生垣類やトレリス（木製の格子状フェンス）等の自然素材を採用して積極的な緑化に配慮している。具体的な配慮事項：□　擁壁は、圧迫感が生じないよう配置や形態の分節及び分割、表面処理、色彩、緑化等によって周辺の景観になじませている。具体的な配慮事項：□　駐車場、駐輪場その他の附属施設の外観を構成するものは、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　ごみ集積所は、沿道、橋、遊歩道等からできる限り見えないよう設置場所に配慮するとともに、遮蔽や周囲の緑化等、適切な修景の工夫を行っている。具体的な配慮事項：□　自動販売機は、沿道、橋、遊歩道等からの見え方に配慮して配置するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、落ち着いた意匠や色彩（清涼飲料自販機協議会により推奨される基調となる色彩「マンセル表色系（５Ｙ７．５／１．５）」）を |
|  |  | 採用し、必要に応じて適切な修景等の工夫を行っている。具体的な配慮事項：□　敷地内の駐車場等の路面は、一部緑化等により、無機質な印象とならない工夫をするよう努めている。具体的な配慮事項：□　沿道、橋、遊歩道に面する部分では、花や緑によってまちなみを彩り、潤いや四季の変化を感じさせるよう工夫している。具体的な配慮事項： |
|  | カ【緑化・植栽等】 | □　敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。具体的な配慮事項：□　水と緑の景観を広げるよう、敷地内を樹木や草花、生垣で緑化することに加え、屋上や壁面等、建物自体の緑化にも積極的に配慮している。具体的な配慮事項：□　黒目川沿いの樹木との連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じるよう、黒目川や沿道に向けた緑の配置に努めている。具体的な配慮事項： |
|  | キ【照明】 | □　外観を構成するものに照明を行う場合は、点滅したり色が変化する照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。具体的な配慮事項：□　昆虫の誘因特性の小さい光源を使用する等、生態系への影響に配慮している。具体的な配慮事項：□　光の量が多く、動きのある回転灯やサーチライト等はできる限り使用していない。具体的な配慮事項： |
| 開発行為 | □　地域の景観を改変しないよう、安全に配慮した上で長大なのり面や擁壁が生じない造成としている。具体的な配慮事項：□　のり面や擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理、色彩、緑化等によってなじませている。具体的な配慮事項：□　周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。具体的な配慮事項：□　計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。具体的な配慮事項：□　開発区域内の駐車場等の路面は、一部緑化等により、無機質な印象とならない工夫をするよう努めている。具体的な配慮事項：□　塀、垣及び柵を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩とするとともに、黒目川に面する部分では、生垣類やトレリス（木製の格子状フェンス）等の自然素材を採用して積極的な緑化に配慮している。具体的な配慮事項： |
| 物件の堆積 | □　資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺を植栽等で遮蔽している。具体的な配慮事項：□　黒目川沿いには、できる限り出入口を設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、門扉等を設置している。具体的な配慮事項：□　物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、及び色彩とすることとし、景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」の色彩基準を遵守している。具体的な配慮事項： |

備考　該当する□にレ印を付してください。

（該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。）